

管理者の専決処分事項の指定について

昭和 54 年 2 月 22 日議決

改正 平成 11 年 3 月 30 日議決

(専決処分事項の指定)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 180 条第 1 項の規定に基づき、管理者において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 法第 96 条第 1 項第 12 号に規定するもののうち、輕易と認められるもの
- (2) 法令上組合の義務に属する 1 件の金額 50 万円以下の損害賠償の額を決定すること。